

## 専用水道布設工事変更届 審査基準

### 水道法

#### (確認の申請)

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事務所の所在地

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### 水道法施行細則

#### (布設工事の設計確認申請等)

#### 第十六条

3 法第三十三条第三項の規定による届出は、専用水道布設工事設計変更届(別記第二十二号様式)により行うものとする。